

現 行	改正案	備 考
<p>札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱</p> <p>平成 21 年 8 月 27 日 都市局長決裁 一部改正 平成 29 年 04 月 01 日 都市局長決裁 一部改正 平成 31 年 1 月 25 日 都市局長決裁 一部改正 令和 4 年 4 月 1 日 都市局長決裁</p> <p>(目 的) 第 1 条 (略)</p> <p>(用語の定義) 第 2 条 (略)</p> <p><u>(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務に係る届出)</u></p> <p><u>第 3 条 法第 14 条第 1 項の規定により、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない特別特定建築物の建築主等は、法第 17 条第 1 項の規定による認定を受ける場合を除き、当該特別特定建築物の建築の計画が建築物移動等円滑化基準に適合していることについて、市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の届出は、移動等円滑化基準適合届出書(様式 1)の正本 1 通・副本 2 通にそれぞれバリアフリー法建築物移動等円滑化基準チェックリスト(様式 2)及びその他市長が必要と認めて指示する図書を添えて行うものとする。</u></p> <p><u>3 第 1 項の届出は、当該特別特定建築物の建築に係る建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請を行う 14 日前までに行わなければならない。</u></p> <p>(基準適合命令等) 第 4 条 (略)</p>	<p>札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱</p> <p>平成 21 年 8 月 27 日 都市局長決裁 一部改正 平成 29 年 04 月 01 日 都市局長決裁 一部改正 平成 31 年 1 月 25 日 都市局長決裁 一部改正 令和 4 年 4 月 1 日 都市局長決裁 <u>一部改正 令和 6 年 8 月 29 日 都市局長決裁</u></p> <p>(目 的) 第 1 条 (現行のとおり)</p> <p>(用語の定義) 第 2 条 (現行のとおり)</p> <p>(削る)</p> <p>(基準適合命令等) 第 3 条 (現行のとおり)</p>	<p>新規</p> <p>届出廃止のため</p> <p>規定整備(条の繰り上げ)</p>

<p>(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請)</p> <p>第5条 法第17条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、認定申請書の正本1通及び副本1通に、それぞれ高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）第8条に掲げる図書のほか、バリアフリー法建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（様式5）及びバリアフリー法に基づく計画に係る特定建築物の容積率の算定に算入されない床面積の算定表（様式6）その他市長が必要と認めて指示する図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 法第17条第1項の規定による認定の申請は、同条第4項の規定による申出をする場合を除き、申請に係る特定建築物の建築に係る建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請を行おうとする日の14日前までに行わなければならない。</p> <p>3 市長は、法第17条第1項の規定による認定の申請に係る計画が基準に適合しない場合は、その理由を記した、認定しない旨の通知書（様式7）により申請者に通知するものとする。</p> <p>(構造計算適合性判定に準じた審査の実施等)</p> <p>第6条 市長は、法第17条第4項の規定による申出があった場合（法第18条第2項の規定により準用する場合を含む。）において、当該申出に係る<u>特定建築物の建築等及び維持保全の計画</u>が、<u>建築基準法第6条第5項の構造計算適合性判定の対象となる建築物に係るものである場合は、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。</u></p> <p>2 市長は、前項の審査を行う場合は、当該審査を<u>北海道知事に委託</u>することができる。</p>	<p>(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請)</p> <p>第4条 法第17条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、認定申請書の正本1通及び副本1通に、それぞれ高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）第8条に掲げる図書のほか、バリアフリー法建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（様式5）及びバリアフリー法に基づく計画に係る特定建築物の容積率の算定に算入されない床面積の算定表（様式6）その他市長が必要と認めて指示する図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>2 市長は、法第17条第1項の規定による認定の申請に係る計画が基準に適合しない場合は、その理由を記した、認定しない旨の通知書（様式7）により申請者に通知するものとする。</p> <p>(構造計算適合性判定に準じた審査の実施等)</p> <p>第5条 市長は、法第17条第4項の規定による申出があった場合（法第18条第2項の規定により準用する場合を含む。）において、当該申出に係る<u>特定建築物の建築等の計画</u>が、<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定の対象となる建築物に係るものである場合は、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。ただし、申請者が同法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出した場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 市長は、前項の審査を行う場合は、当該審査を委託することができる。</p>	<p>規定整備（条の繰り上げ）</p> <p>工事の完了前であれば、認定の申請は可能なため</p> <p>規定整備（項の繰り上げ）</p> <p>規定整備（条の繰り上げ）</p> <p>法第17条第4項の文言に合わせる</p> <p>建築基準法の改正に伴う規定整備</p> <p>建築基準法の改正に伴う規定整備</p>
--	--	---

3 市長は、前項の規定により審査を委託した場合において、当該委託をした後に、認定申請書又はその添付図書に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、当該事項の補正を、北海道知事の指示により行わせることができる。

(計画の変更)

第7条 法第 18 条第 1 項の規定による計画の変更に係る認定を受けようとする者は、変更認定申請書（様式 8）の正本 1 通及び副本 1 通に、それぞれ省令第 8 条の表に掲げる図書のうち変更に係る図書その他市長が必要と認めて指示する図書を添えて、市長に申請しなければならない。

~~2 前項の規定による申請は、当該計画の変更に係る工事に着手しようとする日の 14 日前までに行わなければならない。~~

3 市長は、第 1 項の規定による認定の申請に係る計画が基準に適合すると認めるときは、変更認定通知書（様式 9）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、第 1 項の規定による認定の申請に係る計画が基準に適合しない場合は、その理由を記した、認定しない旨の通知書（様式 10）により申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 (略)

(建築等の取り止め)

第9条 (略)

(改善命令)

第10条 (略)

(認定の取消し)

第11条 (略)

(報告の徴収)

第12条 (略)

附 則

3 市長は、前項の規定により審査を委託した場合において、当該委託をした後に、認定申請書又はその添付図書に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

(計画の変更)

第6条 法第 18 条第 1 項の規定による計画の変更に係る認定を受けようとする者は、変更認定申請書（様式 8）の正本 1 通及び副本 1 通に、それぞれ省令第 8 条の表に掲げる図書のうち変更に係る図書その他市長が必要と認めて指示する図書を添えて、市長に申請しなければならない。

(削る)

2 市長は、第 1 項の規定による認定の申請に係る計画が基準に適合すると認めるときは、変更認定通知書（様式 9）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による認定の申請に係る計画が基準に適合しない場合は、その理由を記した、認定しない旨の通知書（様式 10）により申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 (現行のとおり)

(建築等の取り止め)

第8条 (現行のとおり)

(改善命令)

第9条 (現行のとおり)

(認定の取消し)

第10条 (現行のとおり)

(報告の徴収)

第11条 (現行のとおり)

附 則

建築基準法の改正に伴う規定整備

規定整備（条の繰り上げ）

工事の完了前であれば、認定の申請は可能なため

規定整備（項の繰り上げ）

規定整備（項の繰り上げ）

規定整備（条の繰り上げ）

規定整備（条の繰り上げ）

規定整備（条の繰り上げ）

規定整備（条の繰り上げ）

この要綱は、平成 21 年 10 月 01 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 04 月 01 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1 移動等円滑化基準適合 (変更) 届出書 (略)

様式 2 バリアフリー法建築物移動等円滑化基準チェックリスト (略)

様式 3 から様式 4 まで (略)

様式 5

バリアフリー法建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

建築物特定 施設等	条件	整備基準	設計内容
1 出入口 (第 2 条)	(略)	(略)	(略)
2 廊下等 (第 3 条)	車椅子使用者用駐 車施設の無い駐車 場、階段等のみに 通ずる廊下等は適 用しない	①滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)
		②廊下側に開く戸が安全上支障がない (「フコープ」)	(支障) 有 ・ 無
		③休憩の用に供する設備の設置 (ベ ンチ等)	(設備) 有 ・ 無
		④幅 180 cm 以上 (50m 以内ごとに車 椅子すれ違いスペースを設ける場合 140 cm 以上)	(内法幅) cm (すれ違い部) 有 ・ 無
		⑤自動開閉又は車椅子使用者が開閉 しやすい戸	(開閉方法)
		⑥戸の前後に高低差がない (水平)	(高低差) 有 ・ 無
(1) 不特定多数の 者が利用し、又は 主として視覚障害 者が利用する部分 (自動車車庫の用 途を除く)	①階段又は傾斜路の上端に近接する 廊下等の部分に点状ブロック等を敷設 (勾配が 1/20 以下、又は高さが 16 cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜路を 除く)	(点状ブロック) 有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm	
	②突出物を設ける場合の安全上支障 のない措置	(支障) 有 ・ 無	

この要綱は、平成 21 年 10 月 01 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 04 月 01 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。

様式 1 削除

様式 2 削除

様式 3 から様式 4 まで (現行のとおり)

様式 5

バリアフリー法建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

建築物特定 施設等	条件	整備基準	設計内容
1 出入口 (第 2 条)	(略)	(略)	(略)
2 廊下等 (第 3 条)	車椅子使用者用駐 車施設の無い駐車 場、階段等のみに 通ずる廊下等は適 用しない	①滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)
		②廊下側に開く戸が安全上支障がない (「フコープ」)	(支障) 有 ・ 無
		③休憩の用に供する設備の設置 (ベ ンチ等)	(設備) 有 ・ 無 (適切な位置)
		④幅 180 cm 以上 (50m 以内ごとに車 椅子すれ違いスペースを設ける場合 140 cm 以上)	(内法幅) cm (すれ違い部) 有 ・ 無
		⑤自動開閉又は車椅子使用者が開閉 しやすい戸	(開閉方法)
		⑥戸の前後に高低差がない (水平)	(高低差) 有 ・ 無
(1) 不特定多数の 者が利用し、又は 主として視覚障害 者が利用する部分 (自動車車庫の用 途を除く)	①階段又は傾斜路の上端に近接する 廊下等の部分に点状ブロック等を敷設 (勾配が 1/20 以下、又は高さが 16 cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜路を 除く)	(点状ブロック) 有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm	
	②突出物を設ける場合の安全上支障 のない措置	(突出物) 有 ・ 無 (講じた措置)	

新規

届出廃止のため

届出廃止のため

バリアフリー法
施行規則及び高
齢者、障害者等
が円滑に利用で
きるようにする
ために誘導すべ
き建築物特定施
設の構造及び配
置に関する基準
を定める省令の
一部改正に伴う
規定整備ほか文
言修正

3 階段 (第4条)		①幅 140 cm以上(手摺の幅 10 cm以下は不算入)	(内法幅) cm	
		②蹴上げ 16 cm以下、踏面 30 cm以上	(蹴上げ) cm(踏面) cm	
		③両側に手摺を設置(踊場を除く)	有・無	
		④滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		⑤段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	
		⑥主たる階段は回り段としない	(回り段) 有・無	
		不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する階段(自動車車庫を除く)	⑦上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設(段と連続した手摺を設けた踊場を除く)	有・無 (講じた措置)
4 傾斜路又は昇降機の設置 (第5条)	多数の者が利用する階段を設ける場合(車椅子駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段を除く)	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは6のエレベーターに限る)を設けているか	階段 有・無 (講じた措置)	
5 傾斜路 (第6条) (多数の者が利用する階段に代わる傾斜路、又は階段に併設する傾斜路に適用)	車椅子用駐車施設のない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路には適用しない	①幅 150cm以上(段併設の場合 120 cm以上)	(内法幅) cm (段併設) 有・無	
		②勾配 1/12 以下 (勾配が 1/12 を超えるときは、両側に手摺を設置)	(勾配) / (講じた措置)	
		③高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場	(高さ) cm(踏幅) cm	
		④両側に手摺を設置(高さ > 16 cm)	(高さ) cm 有・無	
		⑤滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		⑥廊下と識別し易い色	(講じた措置)	
		不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用(自動車車庫を除く)	⑦上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設(勾配が 1/20 以下、又は高さが 16 cm以下で勾配 1/12 以下の傾斜路を除く。若しくは傾斜部分と連続した手摺を設けた踊場を除く)	有・無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)
6 エレベーター (第7条) (多数の者が利用する階段を設ける場合に、設置される昇降機)	(1) 1 以上のエレベーター及びその乗降ロビー(籠の停止階は多数の者が利用する居室及び車椅子利用者用便房・駐車施設・浴室等・客室がある階並びに地上階とする) (多数の者の利用) ①～⑤及び⑥イ、⑦イ、⑧イを適用する (不特定多数の者の利用) ⑥イ、⑦イ、⑧イを除く全てを適用する (主に視覚障害者の利用)	①籠の奥行 135 cm以上	(籠の奥行) cm	
		②籠内に停止予定階、現在位置の表示装置	有・無	
		③乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置	有・無	
		④車椅子の転回に支障ないかごの構造		
		⑤車椅子使用者が利用しやすい制御装置(籠内及び乗降ロビー; 以下の⑩、⑪も同様)	(装置の高さ) cm	
		⑥イ 出入口幅 80 cm以上	(内法幅) cm	
		⑥ロ 出入口幅 90 cm以上	(内法幅) cm	
		⑦イ 乗降ロビー150cm×150cm以上 高低差なし(水平)	(内法寸法) cm×cm (高低差) 有・無	
		⑦ロ 乗降ロビー180cm×180cm以上 高低差なし(水平)	(内法寸法) cm×cm (高低差) 有・無	
		⑧イ 籠の幅 140 cm以上	(内法幅) cm	
⑧ロ 籠の幅 160 cm以上	(内法幅) cm			
⑨籠内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	有・無			
3 階段 (第4条)		①幅 140 cm以上(手すりの幅 10 cm以下は不算入)	(内法幅) cm	
		②蹴上げ 16 cm以下、踏面 30 cm以上	(蹴上げ) cm(踏面) cm	
		③両側に手すりを設置(踊場を除く)	有・無	
		④滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		⑤段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	
		⑥主たる階段は回り段としない	(回り段) 有・無	
		不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する階段(自動車車庫を除く)	⑦上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設(段と連続した手すりを設けた踊場を除く)	有・無 (講じた措置)
4 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (第5条)	多数の者が利用する階段を設ける場合(車椅子利用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段を除く)	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは6のエレベーターに限る)を設けているか	階段 有・無 (講じた措置)	
5 傾斜路 (第6条) (多数の者が利用する階段に代わる傾斜路、又は階段に併設する傾斜路に適用)	車椅子利用者用駐車施設のない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路には適用しない 上記の場合	①幅 150cm以上(段併設の場合 120 cm以上)	(内法幅) cm (段併設) 有・無	
		②勾配 1/12 以下	(勾配) /	
		③高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場	(高さ) cm(踏幅) cm	
		④両側に手すりを設置(勾配 > 1/12)	(手すり) 有・無	
		④両側に手すりを設置(高さ > 16 cm)	(高さ) cm 有・無	
		⑤滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		⑥廊下と識別しやすい色	(講じた措置)	
不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用(自動車車庫を除く)	⑦上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設(勾配が 1/20 以下、又は高さが 16 cm以下で勾配 1/12 以下の傾斜路を除く。若しくは傾斜部分と連続した手すりを設けた踊場を除く)	有・無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)		
6 エレベーター (第7条) (多数の者が利用する階段を設ける場合に、設置される昇降機)	(1) 1 以上のエレベーター及びその乗降ロビー(籠の停止階は多数の者が利用する居室及び車椅子利用者用便房・駐車施設・浴室等・客室・客席がある階並びに地上階とする) (多数の者の利用) ①～⑤及び⑥イ、⑦イ、⑧イを適用する (不特定多数の者の利用) ⑥イ、⑦イ、⑧イを除く全てを適用する	①籠の奥行 135 cm以上	(籠の奥行) cm	
		②籠内に停止予定階、現在位置の表示装置	有・無	
		③乗降ロビーに籠の昇降方向の表示装置	有・無	
		④車椅子の転回に支障ない籠の構造		
		⑤車椅子使用者が利用しやすい制御装置(籠内及び乗降ロビー; 以下の⑩、⑪も同様)	(装置の高さ) cm	
		⑥イ 出入口幅 80 cm以上	(内法幅) cm	
		⑥ロ 出入口幅 90 cm以上	(内法幅) cm	
		⑦イ 乗降ロビー150cm×150cm以上 高低差なし(水平)	(内法寸法) cm×cm (高低差) 有・無	
		⑦ロ 乗降ロビー180cm×180cm以上 高低差なし(水平)	(内法寸法) cm×cm (高低差) 有・無	
		⑧イ 籠の幅 140 cm以上	(内法幅) cm	
⑧ロ 籠の幅 160 cm以上	(内法幅) cm			
⑨籠内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	有・無			

	利用) ⑥ロ、⑦ロ、⑧ロを除く全てを適用する(車庫除く)	⑩視覚障害者が円滑に操作できる制御装置	(点字表示等)有・無			
		⑪籠の昇降方向の音声表示装置	有・無			
		①籠の奥行135cm以上	(籠の奥行) cm			
		②籠内に停止予定階、現在位置の表示装置	有・無			
		③乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置	有・無			
		④車椅子の転回に支障ない籠の構造				
		⑥イ 出入口幅80cm以上	(内法幅) cm			
		⑦イ 乗降ロビー150cm×150cm以上 高低差なし(水平)	(内法寸法) cm×cm (高低差) 有・無			
		⑧イ 籠の幅140cm以上	(内法幅) cm			
		⑧イ 段差解消機(建設省告示第1413号第1第七号)	(構造方法)			
7(第8条) 特殊な構造又は使用形態の昇降機	(1)エレベーターの場合	②籠の床面積2.25㎡以上	(床面積) ㎡			
		③車椅子の転回に支障ない籠の構造	(支障) 有・無			
	(2)エスカレーターの場合	①車椅子用(建設省告示第1413号第1ただし書き)	(構造方法)			
8 便所 (第9条) (多数の者が利用する便所を設ける場合)	(1)車椅子使用者用便房及びオストメイト対応便房を、便所が設けられている階ごとに1以上設置	①階ごとの便房数が200以下の場合 は1/50以上、200超は1/100+2以上の便房数	(全便房数) 便房 (車椅子用) 便房			
		②腰掛便座、手摺等の適切な配置	(手摺等) 有・無			
		③車椅子使用者の利用に十分な空間の確保	(空間) 有・無			
		④出入口幅80cm以上	(内法幅) cm			
		⑤自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)			
		⑥戸の前後に高低差がない(水平)	(高低差) 有・無			
		⑦車椅子使用者用便房がある旨の表示	(標識) 有・無			
		⑧車椅子使用者用便房に近接するか又は腰掛便座及び手摺を1以上の便房に設置	(講じた措置) (手摺等) 有・無			
		車椅子使用者用便房のない便所				
		(2)男子用小便器を設ける場合(階ごとに1以上)	①床置きその他これに類する小便器を設置	(床置き) 有・無		
9 ホテル又は旅館の居室 (第10条)	車椅子使用者用客室	①客室の総数が200以下の場合 は1/50以上、200超は1/100+2以上 設置	(全客室数) 室 (車椅子用) 室			
		②出入口幅80cm以上	(内法幅) cm			
		③自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)			
		④戸の前後に高低差がない	(高低差) 有・無			
		①出入口幅80cm以上	(内法幅) cm			
		②自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)			
		③戸の前後に高低差がない	(高低差) 有・無			
		(1)車椅子使用者用客室に車椅子対応便房を設ける(当該階に共用車椅子対応便房がある場合を除く)	①浴槽、シャワー、手摺等を適切に配置	(手摺等) 有・無		
		(2)車椅子使用者用客室に車椅子対応浴室を設ける(同一建物内に車いす対	②十分な空間の確保	(空間) 有・無		
			③出入口幅80cm以上	(内法幅) cm		
	(主に視覚障害者の利用) ⑥ロ、⑦ロ、⑧ロを除く全てを適用する(車庫除く)	⑩視覚障害者が円滑に操作できる制御装置	(点字表示等)有・無			
		⑪籠の昇降方向の音声表示装置	有・無			
		①籠の奥行135cm以上	(籠の奥行) cm			
		②籠内に停止予定階、現在位置の表示装置	有・無			
		③乗降ロビーに籠の昇降方向の表示装置	有・無			
		④車椅子の転回に支障ない籠の構造				
		⑥イ 出入口幅80cm以上	(内法幅) cm			
		⑦イ 乗降ロビー150cm×150cm以上 高低差なし(水平)	(内法寸法) cm×cm (高低差) 有・無			
		⑧イ 籠の幅140cm以上	(内法幅) cm			
		⑧イ 段差解消機(建設省告示第1413号第1第九号)	(構造方法)			
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第8条)	(1)エレベーターの場合	②籠の床面積2.25㎡以上	(床面積) ㎡			
		③車椅子の転回に支障ない籠の構造	(支障) 有・無			
	(2)エスカレーターの場合	①車椅子用(建設省告示第1417号第1ただし書き)	(構造方法)			
8 便所 (第9条) (多数の者が利用する便所を設ける場合)	(1)車椅子使用者用便房及びオストメイト対応便房を、便所が設けられている階ごとに1以上設置	①階ごとの便房数が200以下の場合 は1/50以上、200超は1/100+2以上の便房数	(全便房数) 便房 (車椅子用) 便房			
		②腰掛便座、手すり等の適切な配置	(手すり等) 有・無			
		③車椅子使用者の利用に十分な空間の確保	(空間) 有・無			
		④出入口幅80cm以上	(内法幅) cm			
		⑤自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)			
		⑥戸の前後に高低差がない(水平)	(高低差) 有・無			
		⑦車椅子使用者用便房がある旨の表示	(標識) 有・無			
		⑧車椅子使用者用便房に近接するか又は腰掛便座及び手すりを1以上の便房に設置	(講じた措置) (手すり等) 有・無			
		車椅子使用者用便房のない便所				
		(2)男子用小便器を設ける場合(階ごとに1以上)	①床置きその他これに類する小便器を設置	(床置き) 有・無		
9 ホテル又は旅館の居室 (第10条)	車椅子使用者用客室	①客室の総数が200以下の場合 は1/50以上、200超は1/100+2以上 設置	(全客室数) 室 (車椅子用) 室			
		②出入口幅80cm以上	(内法幅) cm			
		③自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)			
		④戸の前後に高低差がない(水平)	(高低差) 有・無			
		①出入口幅80cm以上	(内法幅) cm			
		②自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)			
		③戸の前後に高低差がない(水平)	(高低差) 有・無			
		(1)車椅子使用者用客室に車椅子使用者用便房を設ける(当該階に共用車椅子使用者用便房がある場合を除く)	①浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置	(手すり等) 有・無		
		(2)車椅子使用者用客室に車椅子使用者用浴室を設ける(同一建物内に共用	②十分な空間の確保	(空間) 有・無		
			③出入口幅80cm以上	(内法幅) cm		

	応浴室がある場合を除く)	④自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)	
		⑤戸の前後に高低差がない	(高低差) 有・無	
10 敷地内の通路 (第11条)	*右記の内、地形の特殊性により、車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの通路部分に限り適用する基準；①、③、④、⑤	①幅180cm以上(段のある部分及び傾斜路を除く)	(幅員) cm	
		②滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		③自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)	
		④戸の前後に高低差がない(水平)	(高低差) 有・無	
		⑤段を設ける場合は、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設置	(段) 有・無 (講じた措置)	
	(1) 段を設ける場合の段の構造	①幅140cm以上(手摺の幅10cm以下は不算入)	(内法幅) cm	
		②蹴上げ16cm以下、踏面30cm以上	(蹴上げ) cm(踏面) cm	
		③両側に手摺を設置	有・無	
		④段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	
	(2) 傾斜路の構造(段の代わり又はこれに併設するもの) *右記の内、地形の特殊性により、車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの通路部分に限り適用する基準；①、②、③	①幅150cm以上(段併設の場合120cm以上)	(内法幅) cm (段併設) 有・無	
②勾配1/15以下		(勾配) /		
③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場(勾配1/20以下を除く)		(高さ) cm(勾配) / (踏幅) cm		
④両側に手摺を設置(高さ>16cmでかつ勾配>1/20)		有・無 (高さ) cm(勾配) /		
⑤通路と識別しやすい色		(講じた措置)		
*車椅子駐車施設が設けられていない駐車場及び段等のみに通ずる敷地内の通路については、右記の基準は適用しない。	①幅180cm以上(段のある部分及び傾斜路を除く)	条件に基づき適用除外		
	②自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸とし、かつ、その前後に高低差がない。	条件に基づき適用除外		
	③段を設ける場合は、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設置	条件に基づき適用除外		
	④傾斜路は、幅150cm以上(段併設の場合120cm以上)	条件に基づき適用除外		
	⑤傾斜路の勾配1/15以下 *この基準は左記の条件のとき次の基準がある。 ・傾斜路の勾配1/12を超えるとき両側に手摺を設置する	(講じた措置) 両側手摺 有・無		
	⑥傾斜路の高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場(勾配1/20以下を除く)	条件に基づき適用除外		
11 駐車場 (第12条)	多数の者が利用する駐車場を設ける場合は、車椅子利用者用駐車施設を1以上算定により設置	①全駐車台数が200以下は1/50以上、200超は1/100+2以上の台数	(全駐車台数) 台 (車椅子用) 台	
		②幅350cm以上	(幅員) cm	
		③利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか。	(近い位置) 有・無	

	車椅子使用者用浴室がある場合を除く)	④自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)	
		⑤戸の前後に高低差がない(水平)	(高低差) 有・無	
10 敷地内の通路 (第11条)	*右記の内、地形の特殊性により、車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの通路部分に限り適用する基準；①、③、④、⑤	①幅180cm以上(段のある部分及び傾斜路を除く)	(幅員) cm	
		②滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		③自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)	
		④戸の前後に高低差がない(水平)	(高低差) 有・無	
		⑤段を設ける場合は、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設置	(段) 有・無 (講じた措置)	
	(1) 段を設ける場合の段の構造	①幅140cm以上(手すりの幅10cm以下は不算入)	(内法幅) cm	
		②蹴上げ16cm以下、踏面30cm以上	(蹴上げ) cm(踏面) cm	
		③両側に手すりを設置	有・無	
		④段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	
	(2) 傾斜路の構造(段の代わり又はこれに併設するもの) *右記の内、地形の特殊性により、車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの通路部分に限り適用する基準；①、②、③	①幅150cm以上(段併設の場合120cm以上)	(内法幅) cm (段併設) 有・無	
②勾配1/15以下		(勾配) /		
③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場(勾配1/20以下を除く)		(高さ) cm(勾配) / (踏幅) cm		
④両側に手すりを設置(高さ>16cmでかつ勾配>1/20)		有・無 (高さ) cm(勾配) /		
⑤通路と識別しやすい色		(講じた措置)		
*車椅子利用者用駐車施設が設けられていない駐車場及び段等のみに通ずる敷地内の通路については、右記の基準は適用しない。	①幅180cm以上(段のある部分及び傾斜路を除く)	条件に基づき適用除外		
	②自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸とし、かつ、その前後に高低差がない。(水平)	条件に基づき適用除外		
	③段を設ける場合は、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設置	条件に基づき適用除外		
	④傾斜路は、幅150cm以上(段併設の場合120cm以上)	条件に基づき適用除外		
	⑤傾斜路の勾配1/15以下 *この基準は左記の条件のとき次の基準がある。 ・傾斜路の勾配1/12を超えるとき両側に手すりを設置する	(勾配) / (講じた措置) (手すり) 有・無		
	⑥傾斜路の高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場(勾配1/20以下を除く)	条件に基づき適用除外		
11 駐車場 (第12条)	多数の者が利用する駐車場を設ける場合は、車椅子利用者用駐車施設を1以上算定により設置	①全駐車台数が200以下は1/50以上、200超は1/100+2以上の台数	(全駐車台数) 台 (車椅子用) 台	
		②幅350cm以上	(幅員) cm	
		③利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか。	(近い位置) 有・無	

(新設)			
12 浴室等 (第13条)	(1) 多数の者が利用する浴室等を設ける場合は、車椅子使用者用浴室等を1以上設置	①車椅子使用者用浴室等 ②浴槽、シャワー、手摺等を適切に配置 ③車椅子使用者が利用しやすい十分な空間の確保 ④出入口幅80cm以上 ⑤自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸 ⑥戸の前後に高低差がない(水平)	有・無 有・無 有・無 cm 開閉方法 有・無
13 標識 (第14条)	移動等円滑化の措置された昇降機、便所、駐車施設の付近の見やすい位置に標識を設置 (日本工業規格Z8210に適合し、内容が容易に識別できるもの)	①エレベーターその他の昇降機への標識 ②便所への標識 ③駐車施設への標識	有・無 有・無 有・無
14 案内設備 (第15条) (案内所を設ける場合には、適用しない)	建築物又は敷地内に、移動円滑化経路上の昇降機、便所、駐車施設の配置された案内板等の設置 (配置を容易に視認できる場合を除く)	①昇降機の配置を表示した案内板	有・無
		②便所の配置を表示した案内板	有・無
15 点字等で示す設備(案内板)まで	建築物又は敷地内に、移動円滑化経路上の昇降機、便所の位置を、点字等の方法により視覚障害者に示す設備を設置	①線状ブロック等・点状ブロック等が敷設されているか。	有・無
		②車路に接する部分に点状ブロックを敷設しているか。	有・無

12 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂の客席 (第12条の2)	(1)車椅子使用者用客席	客席の総数が200以下の場合は客席総数の1/50以上、200を超え2,000以下の場合は1/100+2以上、2,000を超え75/10000+7以上設置	(全客席数) 席 (車椅子用) 席
	(2)車椅子使用者用客席の構造	①幅90cm以上	(幅) cm
		②奥行120cm以上	(奥行) cm
(3)客席総数が200を超える場合	③床は平らとする。	(講じた措置)	
	④車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造	(講じた措置)	
	⑤同伴者用の客席又はスペースを隣接して設置	(隣接) 有・無	
	⑥(1)の規定による車椅子使用者用客席を2箇所以上に分散して設置	(設置場所)	
13 浴室等 (第13条)	(1) 多数の者が利用する浴室等を設ける場合は、車椅子使用者用浴室等を1以上設置	①車椅子使用者用浴室等 ②浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置 ③車椅子使用者が利用しやすい十分な空間の確保 ④出入口幅80cm以上 ⑤自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸 ⑥戸の前後に高低差がない(水平)	有・無 有・無 有・無 cm 開閉方法 有・無
14 標識 (第14条)	移動等円滑化の措置された昇降機、便所、駐車施設の付近の見やすい位置に標識を設置 (日本産業規格Z8210に適合し、内容が容易に識別できるもの)	①エレベーターその他の昇降機への標識	有・無
		②便所への標識	有・無
		③駐車施設への標識	有・無
15 案内設備 (第15条) (案内所を設ける場合には、適用しない)	建築物又は敷地内に、移動円滑化経路上の昇降機、便所、駐車施設の配置された案内板等の設置 (配置を容易に視認できる場合を除く)	①エレベーターその他の昇降機の配置を表示した案内板	有・無
		②便所の配置を表示した案内板	有・無
		③駐車施設の配置を表示した案内板	有・無
16 点字等で示す設備(案内設備)等	建築物又は敷地内に、移動円滑化経路上の昇降機、便所の位置を、点字等の方法により視覚障害者に示す設備を設置	①エレベーターその他の昇降機の位置を点字等で示す設備を設置	有・無
		②便所の位置を点字等で示す設備を設置	有・無
16 点字等で示す設備(案内設備)等	道等から案内設備等及び案内所までの主たる経路(道等から視覚障	①線状ブロック等・点状ブロック等が敷設されているか。	有・無
		②車路に接する部分に点状ブロックを敷設しているか。	有・無

新規

の経路、又は案内所までの経路 (第16条)	害者用に設けた点字表記の案内板までの経路、又は道等から案内所まで主として視覚障害者が利用する経路の <u>全て</u>) *自動車の駐車施設に係る経路、案内所から直接地上へ通ずる出入口を視認できる建物の内部側を除く。	③段・傾斜がある部分の上場に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか。 (勾配が 1/20 以下の傾斜部分の上端に近接する場合、又は高さが 16 cm以下で勾配 1/12 以下の傾斜部分の上端に近接する場合を除く。若しくは段部分又は傾斜部分と連続して <u>手摺</u> を設ける踊場等を除く)	有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)
--------------------------	--	--	-------------------------------------

(19.7)

注1 建築物特定施設等の欄の「第〇条」は、バリアフリー法省令の該当条文を示す。

注2 特別特定建築物については、誘導基準省令18条の読替え規定に注意。

様式6 (略)

様式7

認定しない旨の通知書

年 月 日

様

札幌市長 印

下記の申請については、下記の理由により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項の規定による認定をしないこととしたので、札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第5条第3項の規定に基づき、これを通知します。

(略)

)までの経路、又は案内所までの経路 (第16条)	害者用に設けた点字表記の案内設備等までの <u>主たる</u> 経路、又は道等から案内所まで主として視覚障害者が利用する <u>主たる</u> 経路) *自動車の駐車施設に係る経路、案内所から直接地上へ通ずる出入口を視認できる建物の内部側を除く。	③段・傾斜がある部分の上場に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか。 (勾配が 1/20 以下の傾斜部分の上端に近接する場合、又は高さが 16 cm以下で勾配 1/12 以下の傾斜部分の上端に近接する場合を除く。若しくは段部分又は傾斜部分と連続して <u>手すり</u> を設ける踊場等を除く)	有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)
-----------------------------	--	---	-------------------------------------

(24.9)

注1 建築物特定施設等の欄の「第〇条」は、バリアフリー法省令の該当条文を示す。

注2 特別特定建築物については、誘導基準省令18条の読替え規定に注意。

様式6 (現行のとおり)

様式7

認定しない旨の通知書

年 月 日

様

札幌市長 印

下記の申請については、下記の理由により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項の規定による認定をしないこととしたので、札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第4条第3項の規定に基づき、これを通知します。

(現行のとおり)

規定整備

様式 8

変更認定申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長
(略)

(第二面)

1 特定建築物及びその敷地に関する事項

(略)

(注意)

1. (略)

2. [建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の特定施設の床面積を超える部分] の欄には、
法第 19 条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（認定特定
建築物の延べ面積の 10 分の 1 を限度とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根
拠がわかる資料を別に添付してください。

(略)

(第六面)

⑥ 便所

階	便所の総数	車いす使用者用便房数

	平面図番号等	構造詳細図番号
車いす使用者用便房のある便所		
水洗器具を設けた便房がある便所		
腰掛便座及び手すりの設けられた便房がある便所 (車いす使用者用便房のある便所を除く)		
床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さ が 35 センチメートル以下のものに限る) その他これに		

様式 8

(第一面)

変更認定申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長
(現行のとおり)

(第二面)

1 特定建築物及びその敷地に関する事項

(現行のとおり)

(注意)

1. (略)

2. [建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の特定施設の床面積を超える部分] の欄には、
法第 19 条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（認定特定
建築物の延べ面積の 10 分の 1 を限度とする。）を記入し、当該床面積の算定根拠がわかる資料を
別に添付してください。また、当該床面積に既に法第 22 条の 2 第 5 項において準用する法第 19
条の規定による容積率の特例の適用を受けている床面積が含まれる場合にあっては、その旨を併
せて記入してください。

(現行のとおり)

(第六面)

⑥ 便所

階	便所の総数	車椅子使用者用便房数

	平面図番号等	構造詳細図番号
車椅子使用者用便房のある便所		
水洗器具を設けた便房がある便所		
腰掛便座及び手すりの設けられた便房がある便所 (車椅子使用者用便房のある便所を除く)		
床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さ が 35 センチメートル以下のものに限る) その他これに		

バリアフリー法
施行規則第 8 条
の第 3 号様式に
書式を合わせる

類する小便器がある便所

(注意)

1. 便所の総数の欄には、多数の者が利用する全便所（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全便所）にある便房（車いす使用者用便房を含む。）の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便所の記号等を記入するとともに、車いす使用者用便房又は水洗器具を設けた便房の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑦ 車いす使用者用客室

客室の総数	車いす使用者用客室数

	平面図番号等
車いす使用者用客室	

(注意)

1. 客室の総数の欄には、ホテル又は旅館の客室の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす使用者用客室の記号等を記入してください。

(第七面)

(略)

⑨ 駐車場

全駐車台数	車いす使用者用駐車施設数

	配置図・平面図番号等
車いす使用者用駐車施設	

(注意)

1. 全駐車台数の欄には、多数の者が利用する全駐車場（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多

類する小便器がある便所

(注意)

1. 便所の総数の欄には、多数の者が利用する全便所（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全便所）にある便房（車椅子使用者用便房を含む。）の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便所の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用便房又は水洗器具を設けた便房の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑦ 車椅子使用者用客室

客室の総数	車椅子使用者用客室数

	平面図番号等
車椅子使用者用客室	

(注意)

1. 客室の総数の欄には、ホテル又は旅館の客室の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用客室の記号等を記入してください。

(第七面)

(略)

⑨ 駐車場

全駐車台数	車椅子使用者用駐車施設数

	配置図・平面図番号等
車椅子使用者用駐車施設	

(注意)

1. 全駐車台数の欄には、多数の者が利用する全駐車場（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多

数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全駐車場）の駐車台数（車いす使用者用駐車施設数を含む。）の合計を記入してください。

2. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図内又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した車いす使用者用駐車施設の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす使用者用駐車施設の記号等を記入するとともに、車いす使用者用駐車施設の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。

(第八面)

⑩ 浴室等

	平面図番号等	構造詳細図番号
車いす使用者用浴室等		

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす使用者用浴室等の記号等を記入し、構造詳細図番号の欄には、当該浴室等の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑪ 案内設備までの経路

	配置図・平面図番号等
案内設備	
音声そのほかの方法により視覚障害者を誘導する設備	有 ・ 無

(注意)

- 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入するとともに、案内設備の概要がわかる資料を別に添付してください。
- 案内設備までの経路及び線状ブロック等又は点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、線状ブロック等又は点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別になるように資料を作成してください。
- 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を○印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全駐車場）の駐車台数（車椅子使用者用駐車施設数を含む。）の合計を記入してください。

2. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図内又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した車椅子使用者用駐車施設の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用駐車施設の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用駐車施設の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。

(第八面)

⑩ 客席

客席の総数	車椅子使用者用客席数

	平面図番号等	縦断面図番号
車椅子使用者用客席		

(注意)

- 客席の総数の欄には、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂の客席の総数を記入してください。
- 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該各階平面図内に記入した車椅子使用者用客席の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該車椅子使用者用客席から舞台等まで引いた可視線を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるように記入してください。

⑪ 浴室等

	平面図番号等	構造詳細図番号
車椅子使用者用浴室等		

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用浴室等の記号等を記入し、構造詳細図番号の欄には、当該浴室等の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

新規

(第九面)

12 案内設備までの経路

	配置図・平面図番号等
案内設備	
音声そのほかの方法により視覚障害者を誘導する設備	有 ・ 無

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入するとともに、案内設備の概要がわかる資料を別に添付してください。
2. 案内設備までの経路及び線状ブロック等又は点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、線状ブロック等又は点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別になるように資料を作成してください。
3. 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を○印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

(第十面) (第十一面)

(現行のとおり)

様式 9

変更認定通知書

認定番号 第 号

認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号

確認年月日 年 月 日

建築主事又は

建築副主事の職氏名

様

札幌市長

印

下記による申請書に記載の計画の変更について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促

バリアフリー法
施行規則第 10 条
の第 4 号様式に
書式を合わせる

(第九面) (第十面)

(略)

様式 9

変更認定通知書

認定番号 第 号

認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号

確認年月日 年 月 日

建築主事名

様

札幌市長

印

下記による申請書に記載の計画の変更について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 18 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 3 項の規定により認定をしま

したので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 特定建築物の位置
- 3 特定建築物の概要
 - ① 主要用途
 - ② 延べ面積
 - ③ その他事項
- 4 変更前の認定番号
 - 平成 年 月 日 第 号
 - 平成—年—月—日—第—号
 - 平成—年—月—日—第—号

(※) 法第 17 条第 4 項の規定により適合通知を受けた場合に記入されます。

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 10

認定しない旨の通知書

年 月 日

様

札幌市長 印

下記の申請については、下記の理由により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による認定をしないこととしたので、札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第 7 条第 4 項の規定に基づき、これを通知します。

(略)

進に関する法律第 18 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 3 項の規定により認定しましたので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 特定建築物の位置
- 3 特定建築物の概要
 - ① 主要用途
 - ② 延べ面積
 - ③ その他の事項
- 4 変更前の認定番号
 - 年 月 日 第 号

(※) は法第 17 条第 4 項の規定により適合通知を受けた場合に記入されます。

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 10

認定しない旨の通知書

年 月 日

様

札幌市長 印

下記の申請については、下記の理由により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による認定をしないこととしたので、札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第 6 条第 4 項の規定に基づき、これを通知します。

(現行のとおり)

規定整備

<p>様式 11</p> <p style="text-align: right;">取り下げ届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 札幌市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 (建築主等) 氏名</p> <p style="text-align: right;">建築主等の代理人 住所 氏名</p> <p>下記の認定の申請を取り下げるので、札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第8条第1項の規定に基づき届け出ます。</p> <p>(略)</p>	<p>様式 11</p> <p style="text-align: right;">取り下げ届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 札幌市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 (建築主等) 氏名</p> <p style="text-align: right;">建築主等の代理人 住所 氏名</p> <p>下記の認定の申請を取り下げるので、札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第7条第1項の規定に基づき届け出ます。</p> <p>(現行のとおり)</p>	<p>規定整備</p>
<p>様式 12</p> <p style="text-align: right;">取り止め届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 札幌市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 (建築主等) 氏名</p> <p style="text-align: right;">建築主等の代理人 住所 氏名</p> <p>認定を受けた特定建築物の建築等及び維持保全計画に基づく下記の特定建築物の建築又は維持保全を取り止めたいので、札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第9条の規定に基づき届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>様式 13 改善命令書 (略)</p>	<p>様式 12</p> <p style="text-align: right;">取り止め届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 札幌市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 (建築主等) 氏名</p> <p style="text-align: right;">建築主等の代理人 住所 氏名</p> <p>認定を受けた特定建築物の建築等及び維持保全計画に基づく下記の特定建築物の建築又は維持保全を取り止めたいので、札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第8条の規定に基づき届け出ます。</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>様式 13 改善命令書 (現行のとおり)</p>	

様式 14

認定取消通知書

年 月 日

様

札幌市長 印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 22 条の規定に基づき、下記の特
定建築物の建築等及び維持保全計画について、その認定を取り消しましたので、同条第 2 項
の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

(略)

様式 15

工事完了報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

届出者 住所
(建築主等) 氏名

建築主等の代理人 住所
氏名

認定を受けた特定建築物の建築等の計画に基づく建築物の工事が完了しましたので、札幌市
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第 12 条
の規定により、下記の通り報告いたします。

記

- 1 特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定番号
第 号
- 2 特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定年月日

様式 14

認定取消通知書

年 月 日

様

札幌市長 印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 22 条の規定に基づき、下記の特
定建築物の建築等及び維持保全計画について、その認定を取り消しましたので通知します。こ
れにより、認定通知書はその効力を失います。

(現行のとおり)

様式 15

工事完了報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

届出者 住所
(建築主等) 氏名

建築主等の代理人 住所
氏名

認定を受けた特定建築物の建築等の計画に基づく建築物の工事が完了しましたので、札幌市
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第 11 条
の規定により、下記の通り報告いたします。この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実
に相違ありません。

記

- 1 特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定番号
第 号

誤記修正

規定整備
文言修正
工事完了報告内
容の充実のため
項目を追加

<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p><u>3</u> 認定に係る特定建築物の位置 札幌市 区</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報告書が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください 2 建築主等の代理人とは、<u>本届出</u>に関する権限を委任された者とします。 3 ※欄は記入しないで下さい 4 認定を受けた特定建築物の建築等及び維持保全計画に基づいて工事が行われた旨が確認できる図面及び写真を添付してください。 <p>※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。</p>	<p>2 特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定年月日 年 月 日</p> <p><u>3</u> 認定建築主等の氏名</p> <p><u>4</u> 認定に係る特定建築物の位置 札幌市 区</p> <p><u>5</u> 工事完了年月日 年 月 日</p> <p><u>6</u> 認定に係る特定建築物の工事が完了したことを確認した建築士等 【資格】 () 建築士 () 登録 第 号 【氏名】 【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号 【所在地】</p> <p><u>7</u> 建築物特定施設の維持保全に関する実施体制</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 管理者の氏名又は名称 ② 維持保全責任者の氏名又は名称 <p>(現行のとおり)</p> <p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報告書が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください 2 建築主等の代理人とは、<u>本報告</u>に関する権限を委任された者とします。 3 ※欄は記入しないで下さい 4 認定を受けた特定建築物の建築等及び維持保全計画に基づいて工事が行われた旨が確認できる図面及び写真を添付してください。 <p>※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。</p>	<p style="text-align: center;">誤記修正</p>
--	--	---